割業ガイドブック

Hitachinaka Founding Guide Book

ひたちなか市で創業する







目次

	1	はじめに	
		(1) 創業を考えている方へ	3
会山		(2)創業へのはじめの一歩(その1)	4
創業		(3)創業へのはじめの一歩(その2)	5
新前	2	創業準備のチェックポイント	6
	3	創業準備度チェック	7
	4	ビジネスプランをつくる	
		(1) 創業計画書は協力者と自分自身のために作成する…	8
		(2)創業計画書を理解する	8
		(3) 資金計画とは	9
		(4) 自己資金	
		(5) 収支計画	10
	5	創業の基本知識	
		(1)個人と法人の違い	11
創		(2)創業に必要な届出(個人)	
業		(3)創業に必要な届出(法人)	13
段 陇		(4)消費税(個人・法人共通)	14
MEI		(5)税金に関する知識	14
	6	創業サポートメニュー	
	O	(1)創業融資 利子補給・保証料補助 ····································	15
		(2)創業支援促進事業補助金	
		(3) 空き店舗チャレジショップ事業	
		(4)「ひたちなかアドベンチャー」お試し出店	15
		(5)「みなとのおへそ チャレンジキッチン」お試し出店	15
		(6)貸しオフィス事業	16
		(7) 創業支援担当コーディネーター	16
	7	特定創業支援等事業	
	•	(1)特定創業支援等事業とは	17
		(2)特定創業支援等事業を利用するメリット	17
	0	性学创举士诞笙声类证明書	
創	8	特定創業支援等事業証明書	10
業		(1)証明書交付の流れ (2)証明書交付の悪体	
俊		(2)証明書交付の要件	18
	9	創業資金の相談	19~22

10 創業支援機関の紹介 23

1 はじめに

(1) 創業を考えている方へ

「子どものころから夢だった仕事がしたい」 「独立するタイミングが来た」 「社会の課題解決に取り組みたい」

創業のきっかけは、人それぞれ。でも、そこにはたしかな決断が必要です。ひたちなか市には、創業する決意を固めた方をサポートする支援機関があります。創業にまつわるお悩みがあれば、ぜひ一度ご相談ください。

創業するには何をすればいいのか?誰と話をすればいいのか?どこにどんな情報があるのか?戸惑っていると思います。このガイドブックは、創業を考えている方の夢を実現する道標として作成しました。

創業を思い立った時から、実際の準備、創業するためのステップがあります。

段階	創業者の意識	次の段階に進むには
創業に興味を 持ち始めた段階 ステップ1	創業に具体的なイメージを持たない状態。何から手を付ければいいのかわからない。	創業するとはどういうことかを学ぶ時期。セミナー等で知識を得て次の段階 に進む意志を固めましょう。
創業に対して具体的な 計画に落とし込む段階 ステップ2	創業に関心があり何らかの行動を開始した状態。基本的には何をやりたいかは具体化できていない	セミナー・創業塾等で基礎知識を得た うえで、経営者になる意志を固めま す。事業計画案を作成し、次の段階へ 進みます。
手続きを開始して 創業に進む段階 ステップ3	ビジネスモデルを固め準備を開始できる状態。作った事業計画を現実にしていく段階。	協力者の合意を取り付けながら、必要 な手続きを進めて創業します。
創業した段階	経営者として活動する状態。	経営支援者からフォローを受け事業を 軌道に乗せていきます。

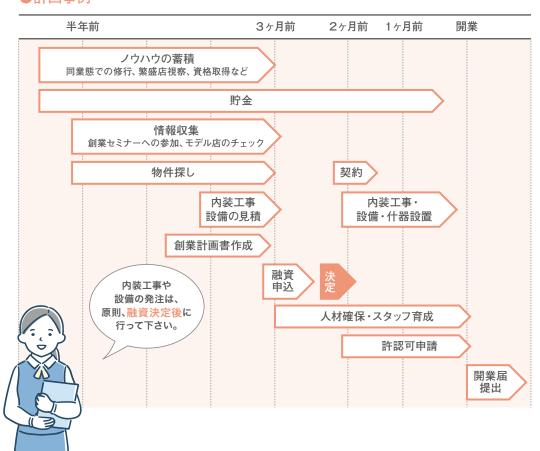
1 はじめに

(2) 創業へのはじめの一歩(その1)

まずは、次の3つを行動しましょう。

(1) **創業を実現させるための計画をつくりましょう**。 十分な準備とやらなければならない内容を計画に盛り込み確認します。

●計画事例



- (2) 創業するにあたって、身近に相談に乗ってくれる人を探しましょう。 1から勉強するのも重要ですが、これからどうしたらいいかを教えてくれる人を見つけて 話をすると、実現への手助けになります。
- (3)相談窓口を探しましょう。

創業を後押しをしてくれる相談窓口はたくさんあります。 相談窓口の候補となる支援機関を次のページで紹介します。

(3) 創業へのはじめの一歩(その2)

相談窓口

(1)窓口がどこなのか分からない

まずは、ひたちなか市にご連絡ください。創業に関する全般的な相談受付および相談内容に 適した支援機関の紹介や取次ぎを行ないます。

● 受 付:月~金(土日祝祭日以外)8:30~17:15

●連 絡 先:ひたちなか市商工振興課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

● 電 話:029-273-0111(代表) 内線:1341、1342



(2)創業相談をしたい(個別相談)

具体的な計画をお持ちの方、創業時期が未定でもお気軽にご相談ください。

●料 金:無料

●対 象:ひたちなか市内で創業予定の方

● 受 付:月~金(土日祝祭日以外)9:00~17:00

株式会社ひたちなかテクノセンター

● 利用方法:まずはお電話で相談ください。

● 連 絡 先:株式会社ひたちなかテクノセンター

〒312-0005 茨城県ひたちなか市新光町38番地

●電 話:029-264-2200 FAX:029-264-2203



(3)創業に関する知識を身につけたい

毎年9月~11月末まで、ひたちなか商工会議所で創業スクールを実施します。

●料 金:11,000円(予定)

● 対 象:ひたちなか市、近隣市町村で創業予定の方

● 応 募: 6月下旬開始(9月~11月開催)

●応募方法:電話、FAX、メール等

●応募先:ひたちなか商工会議所 企業支援課

〒312-8716 茨城県ひたちなか市勝田中央14番8号

● 雷 話: 029-273-1371 FAX: 029-275-2666





(4)融資を受けたい

● 連 絡 先:日本政策金融公庫水戸支店 国民生活事業

〒310-0021 茨城県水戸市南町3-3-55 (2F)

● 電 話: 0570-009857 (ナビダイヤル) FAX: 029-224-7463



(5)専門家に相談したい

● 連 絡 先:茨城県よろず支援拠点

(公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構)

: 〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 (茨城県産業会館9F)

● 電 話 029-224-5339 FAX: 029-227-2586



2 創業準備のチェックポイント

(1) 創業の動機は何ですか?

動機がしっかりしていれば強い信念につながり、創業準備からその後の事業運営に向けて「独立を決断する勇気」「不安や孤独に打ち勝つ自信」「立ちはだかる障害を乗り越える知恵とパワー」が湧いてくるはずです。創業知識修得、確かな創業準備をするために、ひたちなか商工会議所が主催する創業スクールの受講をお勧めします。

(2) その事業の経験や知識はありますか?

事業の経験や知識が充分あれば金融機関の融資審査で有利になります。準備としてその事業 に就いてみたり、その事業の特性を探ったりすることは、創業後の成功に欠かせません。

(3) 自己資金の準備はできていますか?

自己資金の準備がなければ創業は困難です。設備資金の不足、創業後の売上が計画通り行か ず資金繰りに困ることも多くあります。従って創業準備段階で運転資金を確保しておくことが重 要になります。なお、創業融資を受けるためにも一定割合の自己資金を準備することが要件にな る場合があります。

(4) 反対意見にも耳を傾けましたか?

たくさんの人に創業のアドバイスを受けることは大切です。そのなかでも反対意見があれば、しっかりと耳を傾けましょう。マイナスの話をしてくれるのは真剣に考えてくれている証でもあるのです。問題点を見つけてもらえたことに感謝し解決に向けて動きましょう。

3 創業準備度チェック

次のチェック項目で創業に向けた知識や準備状況を確認してみましょう。

該当する場合〇

		1
	1	どんな目的で何をやりたいのかハッキリしていますか?
動機	2	その事業に夢と情熱を持っていますか?
	3	その事業は顧客のニーズにマッチしていますか?
	4	その事業の商品(製品・サービス)には市場ニーズがありますか?
事 業 内 容	5	その事業のセールスポイントはありますか?
	6	他社情報や価格等を調べた上で競争力があると思いますか?
	7	受注見込先、仕入見込先等の人脈や信用はありますか?
相 手	8	ターゲットとする客層を考えていますか?
	9	必要な従業員を確保できますか?
	10	経営者としての自信と体力はありますか?
あなた自身	11	その事業についての十分な知識と経験がありますか?
	12	「やり遂げる」 信念を持っていますか?
	13	創業する場所は決めていますか?
創業場所	14	その場所は事業に適したところですか?
	15	その場所の家賃等は負担過多ではないですか?
創業時期	16	いつ創業するか、具体的な青写真ができていますか?
周 未 时 别	17	在職する職場や同業他社の状況等からみて適切ですか?
	18	売上・仕入・利益等の収支計画は何度も
		シミュレーションしましたか?
事業計画	19	必要資金(設備や運転資金)がいくらになるか試算しましたか?
	20	自己資金の準備は充分ですか?
	21	事業計画書としてまとめてみましたか?
	22	創業の決意を家族に伝えて理解を得ていますか?
支援者等	23	兄弟姉妹や友人も応援してくれますか?
	24	創業相談の専門機関や事業経営の相談相手はいますか?

○の数は いくつでしたか? 20~24 創業の準備は順調です。

15~19 あと一歩、準備や勉強に努めましょう。

0~14 創業セミナーや創業塾の受講をお勧めします。

4 ビジネスプランをつくる

(1) 創業計画書は協力者と自分自身のために作成する

なぜ、創業計画書(ビジネスプラン)を作成するのか?

- ①協力者(出資者、金融機関、取引先等)を得るため
 - ▶ビジネスを理解してもらい力を貸してもらう

(2)自分自身のため

▶自分が考える事業構想を整理し、事業化するための課題と「やるべきこと」を明確にする

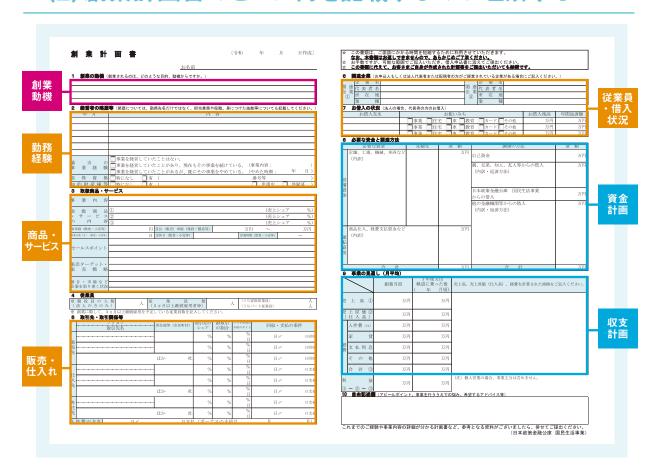


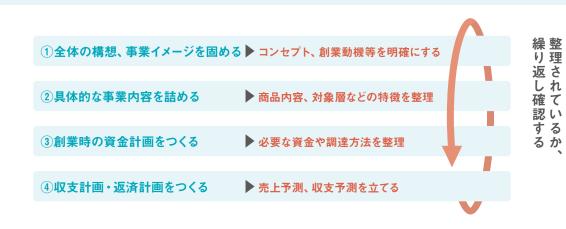
たとえ資金調達ができても事業自体が頓挫してしまったら元も子もない



創業計画書は、「形式」ではなく「中身」が重要

(2) 創業計画書のどこに何を記載するのか理解する





(3)資金計画とは

事業を始めるにあたって『**必要な資金**』の項目と金額を整理し、同時に、その実行に必要となる 『**資金の調達方法**』を整理する表です。

必要な資	金
設備資金	300万円
運転資金	100万円
合 計	400万円

資金調達	
自己資金	150万円
借入金	250万円
合 計	400万円

Point 立派な設備を揃えたいと考えがち

▶高額な資金が必要であり、リスクが高まる

必要な	資金	資金調達	
設備資金	●万円	自己資金	●万円
100 y (1111	0	借入金	●万円
運転資金	●万円	旧八亚	O ///11
合 計	●万円	合 計	●万円

「小さく生んで大きく育てる」という発想が大事

小さな資金計画で始めて、事業拡大を目指すことで事業の成功確率を高める

Point 黒字化には時間がかかる

▶余裕のある運転資金を確保する

〈創業して約1年経過の経営状況〉

目標売上の達成状況	
55.2	44.8
(達成)	(未達成)

必要な	資金	資金調達	
設備資金	●万円	自己資金	●万円
運転資金	●万円	借入金	●万円
合 計	●万円	合 計	●万円

創業後の採算状況	
64.5	35.5
(黒字基調)	(赤字基調)

黒字基調になるまでの期間:平均5.8ヵ月

4 ビジネスプランをつくる

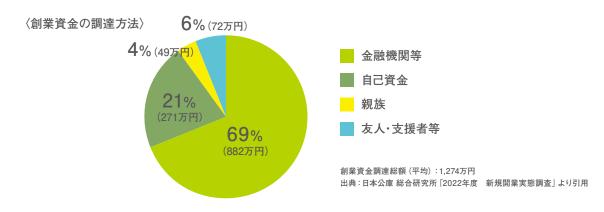
(4)自己資金

Point

自己資金は重要

- ・借入負担の軽減 > 余裕ある資金繰り
- ・創業準備の証 ト 計画性・事業意欲がわかる

必要な	資金	資金調達		
設備資金	●万円	自己資金	●万円	
DX 910 7 III		借入金	●万円	
運転資金	●万円	10 1/77	O 2311	
合 計	●万円	合 計	●万円	



(5) 収支計画

売上・売上原価・経費等を計算し、創業後の収益の見通しについてシミュレーションする表です。

〈収支計画(創業1年後)〉 (単位:万円)

		1年後	計算根拠 ძ 🗹 🗷 客観的
売	上①	293	単価:7,500円 ×購入客数:15人/日 ×営業日数:26日/月=293万円
売	上原価②	176	仕入は、販売価格の60%として計算 (業界平均から)
	人件費	22	アルバイト <mark>2名</mark> 時給880円×5時間/1日×25日× <mark>2人</mark>
	家 賃	15	
	その他	17	広告費、光熱費 (<mark>微増</mark>)
経	費③	54	■借入金の返済原資
利 益 1-2-3		63	■ TA

〈収支計画(創業当初)〉

なっていないか

(単位:万円)

	4月	5月	6月	7月
売 上 ①	100	120	150	200
売上原価②	60	72	90	120
人件費	30	30	30	40
家 賃	10	10	10	10
その他	35	18	20	20
経費③	75	58	60	70
利 益 ①-(②+③)	▲35	1 0	0	10

5 創業の基本知識

(1)個人と法人の違い

創業にあたって、個人で事業を始めるのか、法人を設立するのかの選択は、会計処理、税金、対外 信用などの点で大変重要となります。下表を参考にして検討しましょう。

	個人	法人 (株式会社、合同会社の場合)
手続と費用	登記は不要。 開業に係る届出のみで、費用もかから ない。	会社設立登記や定款作成が必要。 設立手続に手間と費用がかかる。
社会的信用	法人と比較すると信用を得にくく、法人 でないと取引に応じてもらえない場合 もある。	営業上の信用を得やすく、金融機関からの借入や従業員の確保に有利。
事業への責任	事業の成果はすべて個人のものとなるが、事業に万一のことがあると、個人の 全財産をもって弁済しなければならない。	出資額を限度に責任を負うことになる。 ただし、借入時に代表者が連帯保証人 となっている場合は、保証責任を負うこ とになる。
経理事務	会計帳簿や決算書類の作成は比較的 簡単。青色申告の場合は一定の知識が 必要だが、簡易な白色申告に比べ税制 上の優遇がある。	会計帳簿や決算書類の作成は複雑。専門知識や経験が必要なため、税理士等 に依頼するのが一般的。
税金	事業規模が大きくなると、法人より負担 が大きくなる場合がある。	個人に比べ税制上の優遇があるが、赤字決算の場合でも税金(法人住民税) が発生する。
社会保険 への加入	社会保険への加入は従業員が対象で、 事業主は、国民健康保険、国民年金に 加入する。従業員が 5 人以上の場合は 加入する必要がある。(5 人未満は任意 加入)	規模に関係なく、加入が必要。会社が加入すれば、役員および家族従業員も加入できる。

5 創業の基本知識

(2)創業に必要な届出(個人)

個 人

	①個人事業の開業・廃業等の届出書	開業した日から1ヶ月以内
税務	②所得税の青色申告承認申請書 ③青色事業専従者給与に関する届出・変更届出	青色申告を希望する場合、開業の日から2ヶ月以内。 事業を開始した日が1月1日~1月15日の場合は、3月 15日まで
	④給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	事務所等を設けた日から1ヶ月以内
署	⑤源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	常時使用する従業員が10人未満の従業員数の事業所に 適用され、源泉所得税納付が半年ごとになる。 随時受付
	⑥所得税の棚卸資産の評価方法の届出書	最初の確定申告書の提出期限まで 届出しない場合は最終仕入原価法が適用される。
	⑦所得税の減価償却資産の償却方法の届出書	最初の確定申告書の提出期限まで 届出しない場合は定額法が適用される。
旧		
市	①事業開始等申告書(個人事業税)	最寄りの県税事務所に届出。開業後速やかに
県·市町村	②開業等届出書	住所地の市町村に。開業後速やかに ※ひたちなか市は不要ですが市町村によります。
社	①健康保険・厚生年金保険新規適用届	事実発生(常時雇用する従業員が5人以上となった日) から5日以内
会保	②健康保険・厚生年金被保険者資格取得届	事実発生 (資格取得) から5日以内
険 事 務	③被扶養者(異動)届	事実発生 (資格取得) から5日以内
新	④国民年金第3号被保険者関係届	事実発生 (資格取得) から5日以内
安定所	①雇用保険適用事業所設置届	設置の日の翌日から起算して10日以内
所業	②雇用保険被保険者資格取得届	資格取得の事実があった日の翌月10日まで
監 監 動	①保険関係成立届	保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
監督署	②適用事業報告	従業員を一人でも雇用したときから遅滞なく
県労働局	①概算保険料申告書	保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内

(3) 創業に必要な届出(法人)

法人

	①法人設立届出書	設立日から2ヶ月以内
税	②青色申告の承認申請書	設立の日以後3ヶ月を経過した日またはその事業年度 終了の日とのうち、いずれか早い日の前日まで
	③給与支払事務所等の開設届出書	開設日から1ヶ月以内
務 署	④源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	常時使用する従業員が10人未満の従業員数の事業所に 適用され、源泉所得税納付が半年ごとになる。 随時受付
	⑤棚卸資産の評価方法の届出書	設立第1期の確定申告書の提出期限まで 届出しない場合は最終仕入原価法が適用される。
	⑥減価償却資産の償却方法の届出書	設立第1期の確定申告書の提出期限まで 届出しない場合は建物等を除き定率法が適用される。
県市	①県への法人設立・設置届出書	問い合わせ先 法人等の事務所・事業所の所在地を 管轄する県税事務所
前村	②市町村への法人設立・設置届出書	市役所・役場等の総合案内から担当課へ
社	①健康保険・厚生年金保険新規適用届	事実発生 (法人設立の日) から5日以内
会保険事務	②健康保険・厚生年金被保険者資格取得届	事実発生 (資格取得) から5日以内
事務	③被扶養者(異動)届	事実発生 (資格取得) から5日以内
所	④国民年金第3号被保険者関係届	事実発生 (資格取得) から5日以内
安公安#	①雇用保険適用事業所設置届	設置の日の翌日から起算して10日以内
定職所業	②雇用保険被保険者資格取得届	資格取得の事実があった日の翌月10日まで
。 監働	①保険関係成立届	保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
督基署準	②適用事業報告	従業員を一人でも雇用したときから遅滞なく
県労働	①概算保険料申告書	保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内

5 創業の基本知識

(4)消費税(個人・法人共通)

		①消費税課税事業者届出書	基準期間における課税売上高が 1 千万円超となっ た場合に速やかに
利利		②消費税課税事業者選択届出書	免税事業者が課税事業者を選択する場合に適用を 受けようとする課税期間の初日の前日まで。創業 者はその課税期間の末日まで
		③消費税簡易課税制度選択届出書	簡易課税制度を選択しようとする場合、適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで。創業者はその課税期間の末日まで

(5)税金に関する知識

中小企業に対する税金としては下記のようなものがあります。これらの税金はそれぞれ計算方法が複雑であるばかりでなく、国会の審議で税率、計算方法等がしばしば変更します。このため 創業の段階では下記のような税金の種類があると理解して、具体的な内容については最寄りの 税務署または税理士に確認することをお勧めします。

個人事業の場合

所得税(国税)

所得金額に応じて課税されます。

個人住民税 (地方税)

①県民税 ②市町村民税

所得に関係なく課税される「均等割」と、前年の所得に応 じて課税される「所得割」の合計となります。さらに納付 した税金は県と市町村に所定の基準で配分されます。

● 個人事業税 (地方税)

所得金額に応じて課税されます。

消費税(国税·地方税)

基準期間 (前々年) の課税売上高が1,000万円を超えると 課税されます。

● 固定資産税

個人で固定資産を所有している場合は、固定資産税評価額に基づいて課税されます。

法人の場合

法人税 (国税)

所得金額に応じて課税されます。

● 法人住民税 (地方税)

①県民税 ②市町村民税

所得に関係なく課税される「均等割」と、当期の法人税額 に応じて課税される「法人税割」の合計となります。さらに 納付した税金は県と市町村に所定の基準で配分されます。

● 法人事業税 (地方税)

所得金額等に応じて課税されます。

● 消費税 (国税・地方税)

設立資本金が1,000万円以上の会社は設立年度から課税 事業者となります。基準期間(前々事業年度)の課税売上 高が1,000万円を超えると課税されます。

固定資産税

法人で固定資産を所有している場合は、固定資産税評価額に基づいて課税されます。

6 創業サポートメニュー

(1) 創業融資 利子補給・信用保証料補助

- 日本政策金融公庫の融資を利用した場合利子1%相当(限度額:年10万円)を、借入開始から3年間キャッシュバックします。
- 茨城県の融資を利用した場合茨城県信用保証協会に支払った信用保証料の1/2を補助します。特定創業支援等事業(創業スクール)を修了した方には、全額を補助します。

ひたちなか市商工振興課 ☎029-273-0111

(2) 創業支援促進事業補助金

- ひたちなか市内に事業所があり
 - ① 開業届を提出して2年以内 ② 特定創業支援等事業 (創業スクール) を修了して5年以内
- 上記すべての条件を満たしている方 最大30万円の補助金(募集件数:5件)法人の設立登記に要する経費、内外装工事費、事業所の賃借料なども対象です!

ひたちなか市商工振興課 ☎029-273-0111

(3) 空き店舗チャレンジショップ事業

 ひたちなか市内の空き店舗で飲食業やサービス業を始める方 30万円の奨励金+開店前後の経営フォロー(募集件数:4件) 商工会議所からのおトクな情報も随時提供されます。

ひたちなか商工会議所 ☎029-273-1371

(4)「ひたちなかアドベンチャー」でのお試し出店

例年5月・10月に、ジョイフル本田ニューポートひたちなか店で2日間にわたる大規模なイベントが開催されます!力試しに、イベントで自分のお店を出店してみませんか?

●出店費用は0円!出店する際に必要なテントや電源などの備品も、すべて用意いたします!

ひたちなか市商工振興課 ☎029-273-0111

(5) 「みなとのおへそ チャレンジキッチン」でのお試し出店

那珂湊地区にある「みなとのおへそ」にて、飲食店を開業したい方を対象に、お試し出店の機会を設けています!最大1週間連続での出店が可能です。

自分のお店を構える前のチャレンジの場として「みなとキッチン」を利用しませんか?

● 出店費用は0円!

出店時の食材代は実費ですが、売り上げはすべて出店者へお渡しします!

ひたちなか市商工振興課 ☎029-273-0111

6 創業サポートメニュー

(6)貸しオフィス事業

- 自宅では事業ができない、民間の店舗では値段が折り合わない方
 - コワーキングオフィス……机、椅子完備
 - ・利用料金: 4時間500円、1日1,000円、月5,000円~
 - ・利用時間:午前9時~午後5時30分 ※土日祝日は休み 無料Wi-Fiあります!
 - インキュベーションオフィス…… 3㎡ (机・椅子付き)
 - ・賃料:月13,000円(共益費、電気料、インターネットアクセス料込 敷金不要) 創業予定の方も、創業された方も利用可能!企業の登記も可能です!
 - シェアードオフィス·····9~20㎡
 - ・賃料:月18,900円~(共益費:月額1,200円/㎡ 敷金:税抜賃料の3か月分) ベンチャー企業や、2~3名の事務所に最適!
 - ビジネスオフィス······21~100㎡
 - ・賃 料:月額2,100円/㎡(共益費:月額1,200円/㎡ 敷金:税抜賃料の3~6か月分) 事業拡大のファーストステップに!

ひたちなかテクノセンター ☎029-264-2200

(7) 創業支援担当コーディネーター

ひたちなか市で創業したい方、コーディネーターがサポートしますので、お気軽にご連絡ください!

ひたちなかテクノセンター ☎029-264-2200

ひたちなかテクノセンターでは、創業を希望する方や創業後間もない方からの相談に対し、ワンストップ窓口として、創業支援の専門家であるインキュベーションマネージャーや中小企業を支援するコーディネーターが常駐しております。「何から始めればよいか・・・」「どこに相談すれば・・・」等、創業に関するお悩み・ご相談は、ひたちなかテクノセンターまでお問い合わせください。 ご相談の内容に応じて、支援策の検討や助言、各種専門機関への取次ぎなどを行います。 お気軽にお問い合わせください。



ご相談の流れ

創業したい

事業計画作成や各種相談 等、創業に関する準備をイ ンキュベーションマネー ジャーが伴走支援。

事務所を探したい

ひたちなかテクノセンター では段階に応じて適切な 各種オフィスを貸出してお ります。

資金や販路拡大に課題

資金調達や経営上の課題 に対する助言。適切な専門 機関への紹介等を支援。



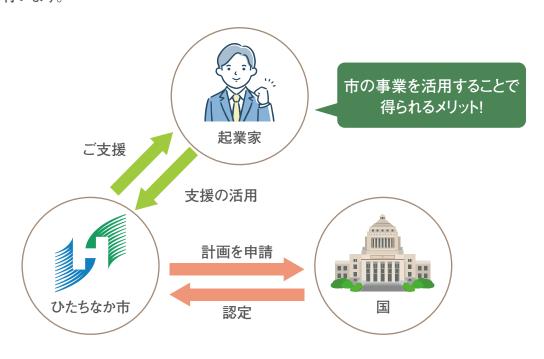
インキュベーション マネージャーによる 創業相談

創業前~創業後まで伴走支援

7 特定創業支援等事業

(1)特定創業支援等事業とは

産業競争力強化法に基づき、ひたちなか市の創業支援事業計画における「特定創業支援事業 | により、市内で創業する方を対象にビジネスモデルの構築や資金計画などの課題を克服し、着実に 創業することができるよう、創業までの各ステージに合わせ、関係機関と連携して適切な創業支援 の提供を行います。



(2)特定創業支援等事業を利用するメリット

創業支援等事業計画の条件に沿った支援を活用すると、金銭面で3つのメリットがあります。

メリット

登記にかかる登録免許税の軽減(半額へ) 資本金の0.7% ▶ 資本金の0.35%

メリット

創業関連保証の利用対象の拡充

事業開始2カ月前 ▶ 事業開始6カ月前から可能

メリット

日本政策金融公庫の「新規開業・スタートアップ支援資金 | の貸付利率の引き下げ 貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用することが可能

8 特定創業支援等事業証明書

(1)証明書交付の流れ

ひたちなか市で創業予定または創業5年未満の方

STEP 1 創業支援等事業計画の条件に沿った支援 (創業スクール・創業教育)を活用

 STEP 2
 ひたちなか市へ証明書の交付申請をする (申請から1週間以内で交付)

STEP 3 ひたちなか市の審査後、証明書を交付

(2)証明書交付の要件

下記のいずれかに該当した場合、証明書が交付されます。

	証明書の交付要件
創業スクール	ひたちなか商工会議所が主催する創業スクールを受講し、70%以 上の出席率を満足し、修了証を受領すること。
創業教育	原則、1カ月以上の期間にわたり「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野全てに関し4回以上の教育を受講し、特定創業 支援等事業を修了したことの証明を受けること。



9 創業資金の相談

融資制度関連

●茨城県

県内に事業所・住所を有する個人・会社等を対象に県制度融資が利用できます。(農林漁業、 金融業、娯楽遊戯場の一部等は除かれます。)

創業支援融資 ※1・2号とも女性・若者・障害者創業支援融資との併用可

- ●創業支援1号(創業関連保証) これから創業される方や創業後間もない方専用の保証制度。
- ●創業支援2号(スタートアップ創出促進保証) これから法人を設立し創業される方や創業後間もない法人専用の保証制度。 保証料率の0.2%上乗せで、経営者保証が不要。

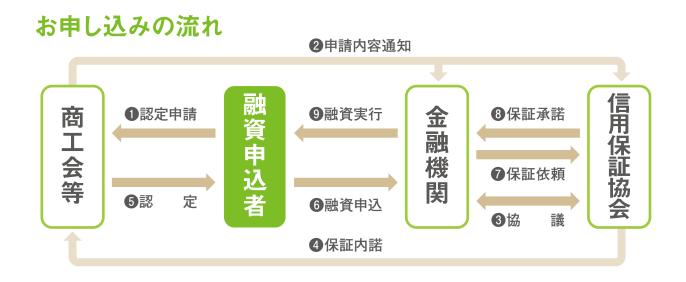


倉	削業支援融資(茨城県) ※創業支援1号	
融資対象者 (いずれかに該当)	・創業予定者(事業を開始する具体的な計画がある者) ・分社化予定者(中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画がある者) ・個人事業主として創業後5年未満の者 ・事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人 ・中小企業にあたる会社で分社化後5年未満の法人 ・事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人 ・事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人	
融資限度額	3,500万円 (設備資金・運転資金)	
信用保証料率	原則年0.9% (創業関連保証)	
融資期間	設備資金10年以内、運転資金7年以内	
融資利率	年1.2%~1.5%	
自己資金要件	なし	
経営者保証	必要となる場合あり	
申し込み窓口	商工会議所/商工会/中小企業団体中央会	

9 創業資金の相談

融資制度関連

創業支援融資(茨城県) ※創業支援2号		
融 資 対 象 者 (いずれかに該当)	・創業予定者(2ヶ月以内に法人を設立し、事業を開始する具体的な計画がある者) ・分社化予定者(中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画がある者) ・事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人・中小企業にあたる会社で分社化後5年未満の法人 ・事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人成り企業	
融資限度額	3,500万円 (設備資金・運転資金)	
信用保証料率	原則年1.1% (スタートアップ創出促進保証)	
融資期間	設備資金10年以内、運転資金7年以内	
融資利率	年1.2%~1.5%	
自己資金要件 あり (税務申告1期末終了の創業者は、創業資金総額の1/10以上の自己 資金が必要)		
経営者保証	E なし	
申し込み窓口	商工会議所/商工会/中小企業団体中央会	



女性・若者・障害者創業支援融資

※1・2号とも創業支援融資との併用可

新たに事業を開始する女性、若者、障害者向けの低利の融資制度です。

※若 者:融資申し込み時点で35歳未満の方。

※障害者:障害者手帳所持者。(身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳)



○県内に住所又は居所を有する女性・若者・障害者で区分ごとに以下に該当するもの

女性・若者・障害者創業支援融資(茨城県)		
	創業支援1号	創業支援2号
融資対象者 (いずれかに該当)	 1 創業予定者(事業を開始する具体的な計画がある者) 2 個人事業主として創業後5年未満の者 3 事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人 4 事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人成り企業 	 創業予定者(2ヶ月以内に法人を設立し、事業を開始する具体的な計画がある者) ②事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人 ③事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人 3本業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人成り企業
融資限度額	3,500万円 (設備資金・運転資金)	
信用保証料率	原則年0.9%(創業関連保証)	原則年 1.1% (スタートアップ創出促進保証)
融資期間	設備資金10年以內、運転資金7年以	内
融資利率	年1.2%~1.5%	
自己資金要件	なし	あり (税務申告1期末終了の創業 者は、創業資金総額の1/10以上 の自己資金が必要)
経営者保証	必要となる場合あり	不要
申し込み窓口	申し込み窓口 商工会議所/商工会/中小企業団体中央会	

9 創業資金の相談

融資制度関連

●日本政策金融公庫

	新規開業・スタートアップ支援資金		
制度内容	新たに事業を始める方、または、事業開始後概ね7年以内の方を対象 に、新たに事業を始めるための資金。または事業開始後に必要とする設 備資金および運転資金を融資		
融資限度額	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		
返済期間	〇設備資金: 20年以内(うち据置期間5年以内) 〇運転資金: 10年以内(うち据置期間5年以内)		
その他	利率や担保等、詳細は以下までお問い合わせください		
問い合わせ先	日本政策金融公庫水戸支店 国民生活事業 TEL: 0570-009857		



	創業支援貸付利率特例制度		
ご 利 用 いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方 (一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは、支店の窓口ま でお問い合せください)		
融資限度額	各融資制度に定める融資限度額		
返 済 期 間	各融資制度に定めるご返済期間以内		
利 率(年)	各融資制度に定める利率-0.65% ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率-0.9%		
問い合わせ先	日本政策金融公庫水戸支店 国民生活事業 TEL: 0570-009857		

※この他様々な融資・補助を設けております。まずは日本政策金融公庫へお問い合わせください。

10 創業支援機関の紹介

ひたちなか市創業支援ネットワーク

ひたちなか市、ひたちなか商工会議所、ひたちなかテクノセンター、日本政策金融公庫水戸支店の四者で「ひたちなか市創業支援ネットワーク」を形成し、創業希望者、創業後5年未満の方を対象に創業前~創業後まで、創業者が孤立することのないよう、関係支援機関と連携し、切れ目のない支援体制を構築しております。

ひたちなか市商工振興課

- ●創業支援総括窓口
- ●相談の受付・紹介、 取次ぎ
- ●信用保証料補助、 利子補給

ひたちなか商工会議所

- ●創業スクール開催
- ●空き店舗チャレンジショップ事業
- ●経営相談
- ●専門家派遣

ひたちなかテクノセンター

- ●創業支援窓口
- ●IMによる伴走支援
- ●相談全般、専門家派遣
- ●各種オフィス提供

日本政策金融公庫 水戸支店

- ●資金関係相談窓口
- ●資金計画助言
- ●創業支援融資

困った時は創業支援ネットワークに相談を!!



ひたちなか市 創業ガイドブック

2025年4月

ひたちなか市 経済環境部商工振興課 発行元:株式会社ひたちなかテクノセンター ひたちなか市 WEB サイト



ひたちなかテクノセンター WEB サイト

